

令和5年度 第1回
認定実務実習指導薬剤師養成講習会（新規・更新）開催案内
【WEB開催】

薬学教育委員会

認定実務実習指導薬剤師になるためには、ワークショップと座学講習会を修了する必要があります。
この度、座学講習会（日本薬剤師研修センター作成のDVD講習）を下記のとおり開催します。
新規に認定実務実習指導薬剤師を希望される方、また更新講習として受講を希望される方は、受講資格をご確認の上、お申込みください。

*今年度よりWEB開催となります。下記、留意事項をご確認の上、お申し込みください。

記

1. 日時 令和5年8月27日（日）

- ・ 新規：9：30～12：50（9：20より入室開始）
- ・ 更新：10：30～11：30（10：20より入室開始）

※時間厳守。遅刻・途中退回は認められません。

2. 場所 WEB開催（Zoom）

3. プログラム

時間	内 容	
9：30～ 9：35	開会挨拶、本日の流れの説明	
9：35～ 10：27	講座①	薬剤師の理念（52分）
10：30～ 11：30	講座②-1 講座②-2	【更新】 講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム（25分） 薬学実務実習に関するガイドライン（31分）
11：30～ 11：35	休憩	【更新】キーワード入力
11：35～ 12：50	講座③-1 講座③-2 講座③-3	学生の指導（法的問題）（28分） 学生の指導（OBEに基づいた薬局実務実習の進め方）（23分） 学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習）（24分）
終了後	【新規】成果報告書の作成と提出、キーワード入力	

更新講習

新規講習

4. 受講料 会員受講料：無料、 非会員受講料：1講座につき1000円

テキスト代：会員・非会員ともに1000円（テキスト・受講証の送料込み）

【新規】講座①②③ 会員：1000円（テキスト代） 非会員：4000円（受講料+テキスト代）

【更新】講座④ 会員：1000円（テキスト代） 非会員：2000円（受講料+テキスト代）

【事前振込】期間内に下記口座にお支払いください。振込期間：令和5年7月1日～8月3日

振込先：山口銀行山口支店（普）6546691

（一社）山口県薬剤師会 会長 吉田カ久

※払込人は「研修会開催日」＋「受講者氏名」としてください。

例)：県葉太郎さんが受講する場合「0827ケンヤク タロウ」

※手数料は各自ご負担ください。

※領収書は発行しません。お振込みいただいた金融機関の振込受取書、振込受付書またはご利用明細書をもって領収書と代えさせていただきます。

※振込み後の自己都合による欠席の場合には返金はいませんのでご注意ください。

5. 申し込み方法 下記の留意事項、受講資格をよくご確認の上、以下の申込フォームにアクセスの上、お申し込みください。

URL から申し込みされる方→ <https://forms.gle/VJ2NbFZA6cjioTaSD6>

QR コードからお申し込みされる方はこちら→



※申し込みと併せて受講料をお振込み下さい。申込締切日以降、振込みを確認できた方に対し、申し込み時に入力したメールアドレス宛に当日入室用の URL が送付されます。当日視聴する端末で確認できるメールアドレスをご入力ください。テキストも郵送いたします。

※申し込み、振込みをしたにもかかわらず、8月22日までにテキストが届いていない場合、8月24日までに当日入室用の URL が送付されていない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※申込締切日：7月27日（木）厳守

(九州・山口地区調整機構にあらかじめ受講者名簿を提出する関係上、締切日は厳守でお願いします)

6. その他留意事項

・【新規】【更新】

開始から終了までのログ確認および、講習会途中で提示するキーワードを Google フォームより提出していただき、確認できた方にのみ、受講証を後日郵送いたします。

・【新規】

終了後、各講座の成果報告書を作成していただき、Google フォームより提出していただきます。

・当日の急な欠席等の連絡は、担当理事：古賀健太郎（090-7781-5607）までご連絡ください。

・次回開催は、12月17日（日） WEB 開催の予定です

7. 受講資格（一般社団法人薬学教育協議会「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」抜粋）

5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」は、薬剤師名簿への登録年月日以降で i) 病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり 3 日以上かつ 20 時間以上の場合に限るものとし、かつ、 ii) 大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まないものとする。

①実務経験

薬剤師実務経験が 5 年以上あること。

なお、6 年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が 3 年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。ただし、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が 5 年以上となつてからでなければ行うことができない。

②勤務状況

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）している者であること。

③勤務先等の望ましい条件

ア. 病院の場合

(ア) 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。

(イ) 病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。

(ウ) 一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

イ. 薬局の場合

(ア) 薬学実務実習に関するガイドライン（平成27年(2015年)2月10日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。

(イ) 「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。

(ウ) 改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。

(エ) 薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

(補足)

※受講資格を満たすことなく受講して交付された受講証は無効となります。

※産休・育休や病気療養などの休暇を取得した場合、『継続的に薬剤師業務に従事』したことになりません。

※今回の養成講習会（新規）受講証の有効期限は6年間です。

※認定日から5年経過した時点で更新講習を受けることができます。

8. 問い合わせ先

山口県薬剤師会 事務局

〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館4F

TEL : 083-922-1716

MAIL : office@yama-yaku.or.jp